

令和3年度 山形森林管理署最上支署公共工事契約状況

令和3年8月2日

分任支出負担行為担当官
山形森林管理署最上支署長 加藤 重義

工事名		施工場所		工事種別	工事概要	入札方式
金山地区治山工事		山形県最上郡金山町大字有屋字神室山国有林150林班外		治山工事	歩道橋吊橋撤去 2基	一般競争入札 (最低価格)
予定価格 (税抜)	調査基準価格 (税抜)	契約年月日		契約相手方の商号又は名称及び住所		
金6,052,000円	金0円	令和3年8月2日		寿建設 株式会社代表取締役 山田 健二 山形県新庄市十日町1267番地		
契約金額 (税抜き)	工事着手の時期	工事完成の時期				
金5,200,000円	令和3年8月3日	令和3年11月30日				

- 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第73条に規定に基づく競争参加資格別添「入札公告」のとおり。
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由別紙「競争参加資格確認結果書」（別添1）のとおり。
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額別紙「入札筆記書」（別添2）のとおり。
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳別紙「工事積算内訳書」（別添3）のとおり。

入札公告

金山地区治山工事

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和3年6月18日

分任支出負担行為担当

山形森林管理署最上支署長 加藤



1 工事概要

- (1) 工事名 金山地区治山工事
- (2) 工事場所 山形県最上郡金山町大字有屋字神室山国有林150林班ほか
- (3) 工事内容 歩道橋吊橋撤去 2基
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和3年11月30日まで
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和3年8月26日(工事着手日の前日)まで余裕期間を見込んだ工事である。
なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。
また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。
- (7) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所(相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間が60分程度)において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
- (8) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。
ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。
- (9) 本工事は、週休2日(4週8休以上の達成を前提とする。)を促進するため、直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事である。
契約締結後、工事着手前に週休2日の取組について協議して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)に基づく工事成績評定(以下「工事成績評定」という。)において評価を行うとともに、「森林土木工事における週休2日の取組実績証明書」を発行する。
なお、現場閉所が4週8休以上でない場合は、現場閉所状況等に応じて請負代金額変更するが、工事成績評定においてマイナス評価は行わない。
- (10) 本工事は、令和3年度 国有林野事業の工事における技術提案資料等の簡素化対象工事である。
- (11) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。
- (12) 本工事については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場

合に設計変更の協議の対象となる。受注者からの申し出により、受注者の事業計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い必要に応じて請負代金額の変更や工期（履行期間）の延長を行う。

2 競争参加資格要件等

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。(以下「予決令」という。))第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 山形森林管理署最上支署又は宮城北部森林管理署、秋田森林管理署湯沢支署、由利森林管理署、庄内森林管理署、山形森林管理署の管轄区域内の市町村に建設業法に定める本社、支店又は営業所を有すること。

また、経常建設共同企業体として本競争に参加を希望する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

- (3) 東北森林管理局における「土木一式工事」に係るC等級又はD等級の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (5) 平成18年4月1日以降に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

なお、各森林管理局・署等が発注した工事で、工事成績評定を受けている工事にあつては、その評定点が65点未満のものは実績として認めない。

経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：治山関係事業における工事（溪間工事、山腹工事、地すべり防止工事、海岸防災林造成の工事）であること。

- (6) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に配置できること。

ア 1級若しくは2級土木施工管理技士の資格を有する者又は、次のいずれかに該当する者。

- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者。
- ・ 技術士(技術士法による第二次試験のうち、技術部門を森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は建設部門又は農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業—農業土木」、「森林—森林土木」とするものに限る。)の資格を有する者。
- ・ これらと同等の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

イ 平成18年4月1日以降に、上記(5)に掲げる同種の工事経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

なお、各森林管理局・署等発注の工事でかつ、工事成績評定を受けている工事にあつては、その評定点が65点未満のものは実績と認めない。

ウ 監理技術者が必要となる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

エ 主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術提案書の受付日以前に3ヶ月以上ある者。

オ 経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できることとし、うち1人が上記の要件を満たしていること。

(7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 各森林管理局・署等が発注した森林土木工事で、次のすべての事項を満たしていること。

ア 令和元年度から令和2年度まで(過去2年度)に完成・引渡し完了した工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点未満でないこと。

イ 令和2年4月1日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡し完了した工事がある場合においては、当該工事成績評定点が65点未満でないこと。

ウ 経常建設共同企業体にあつては、当該経常建設共同企業体の実績及び工事成績評定点とし、当該経常建設共同企業体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記の要件を満たしていること。

(9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は「山形森林管理署最上支署」である。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

(11) 次の事項に該当しない者であること。

ア 不誠実な行為の有無

請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請等。

イ 経営状況

手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止処分等。

ウ 安全管理の状況

事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない等。

エ 労働福祉の状況

賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等。

(12) 当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロードしない者又は発注者の指定する方法(CD-R等による配布等)での交付を受けていない者は、入札参加を認めない。

(13) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成20年3月31日付け19東経第178号局長通知)に基づき、警察当局から当局長(署長、支署長含む)に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(14) 以下に定める届出をしていない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければ

ならない。

(2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和3年6月21日(月)から令和3年7月2日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の午前9時00分から午後4時00分まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

〒999-5312 山形県最上郡真室川町大字新町字下荒川200-11
山形森林管理署最上支署 総務グループ
電話：0233-62-2122

ウ 提出方法

「技術資料作成要領」に示す様式により、電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は上記イに承諾書を添付し、持参又は郵送(配達証明のできるものに限る。)すること。

なお、詳細は入札説明書による。

(3) 申請書及び資料は入札説明書により作成すること。

(4) 上記(2)に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

4 入札手続等

(1) 担当部署

〒999-5312 山形県最上郡真室川町大字新町字下荒川200-11
山形森林管理署最上支署 総務グループ
電話：0233-62-2122

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和3年6月18日(金)から令和3年7月28日(水)まで

イ 交付場所

〒999-5312 山形県最上郡真室川町大字新町字下荒川200-11
山形森林管理署最上支署 総務グループ
電話：0233-62-2122

ウ 交付方法

上記ア及びイにおいて、無償で交付する。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札の締切は、令和3年7月28日(水)午後4時00分とする。ただし、電子入札システムによる入札の受付開始の時期は、令和3年7月26日(月)午前9時00分からとする。

イ 紙入札により入札する場合は、令和3年7月29日(木)午前10時00分までに山形森林管理署最上支署会議室へ入札書を持参すること。

ウ 開札は、令和3年7月29日(木)午前10時00分に山形森林管理署最上支署会議室にて行う。ただし入札及び

開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争入札参加資格通知書等により変更後の日時を通知する。
エ 紙入札方式による競争入札の執行にあたっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除。

イ 契約保証金 納付。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を、電子入札システムにより提出すること。紙入札の場合は、入札書とともに工事費内訳書を提出すること。なお、詳細は入札説明書による。

工事費内訳書の様式は任意であるが、少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。

なお、入札の際に工事内訳書が未提出又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定

落札者の決定は予決令第79条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(7) 契約書作成の要否

要。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

上記4(1)に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(2)により申請書及び資料を提出する

ことができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 詳細は入札説明書による。

(11) 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費(宿泊費、借上費については、労働者確保に係るものに限る。)

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方及び働きかけの内容)を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下、「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

(不当な働きかけ)

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

本公告に係る工事請負契約における契約約款は、こちらからダウンロードしてください。

国有林野事業工事請負契約約款(公告に係る該当約款(PDF))を添付する)

参考：東北森林管理局ホームページ掲載場所 ホームページ> 公売・入札情報 > 各種要領及びマニュアル

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>)をご覧ください。

入札執行調書

件名 金山地区治山工事
 日時 令和3年7月29日 10時23分
 場所 山形森林管理署最上支署 入札室
 執行官 所属 山形森林管理署最上支署 官職 農林水産技官 氏名 加藤 重義了
 立会職員 所属 山形森林管理署最上支署 官職 農林水産技官 氏名 阿部 耕士 ✓
 確認職員 所属 山形森林管理署最上支署 官職 農林水産技官 氏名 柳谷 健一 ✓

番号	入札者名	技術評価点						第1回			第2回			
		総計	標準点	技術提案加算点				順位	金額	評価値	順位	金額	評価値	備考
				技術者評価	企業評価	業務の実施方針	技術提案							
1	寿建設(株)							1	5,200,000					落札
2	(有)篠田土木							2	5,500,000					
3	(株)小松組							3	5,500,000					
4														
5														
6														
7														
8														

(注1) 金額は入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。
 (注2) 執行官は、契約担当官等又はその補助者であって、当該入札執行に関する全責任を負う者とし、当該入札執行に係る決定又は判断を行うときは、確認者にその確認を求めるものとする。
 確認職員は、執行官が行う入札執行を補助するとともに、執行官が当該入札執行に係る決定又は判断を行う際に、その確認を行うものとする。
 立会職員は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第81条の規定による入札者が開札に立ち会わない場合において、当該開札に立ち会うこととされている当該入札に関係のない職員とする。

(別添3)

令和3年度

工事名 金山地区治山工事

工事場所 山形県最上郡金山町大字有屋字神室山国有林150林班外

東北森林管理局
山形森林管理署最上支署

明 細 表

点		点在箇所A					
コードNo	(構造)	山形森林管理署	最上支署	山形(豪)	12	新庄	187
85	[施工数量]		1.00	基	0	0	
3707	上部工解体工事	No.1歩道橋吊橋	1.00	式	173,958	173,958	
7009	廃材積込み小運搬	鋼材、その他=650m Q=114/47.2	15.00	t	2,199	32,985	
頁 計						206,943	
計			[206943]			206,000	
		割出単価				206,000	
(備考)	金額計の内	労務費(運転手・助手外)	労務補正率(0%)	週休2日補正係数(1.05)		5,700	
	金額計の内	労務費(運転手・助手)	労務補正率(0%)	週休2日補正係数(1.05)		22,050	
	金額計の内	形成材料				0	
	金額計の内	機械賃料	週休2日補正係数(1.04)			3,765	

明 細 表

2	No. 5	点在箇所A				
コードNo	(構造)					
		山形森林管理署	最上支署	山形(豪)	12	新庄
85	[施 工 数 量]		1.00	基	0	0
3706	上部工解体工事	No.2歩道橋	1.00	式	649,308	649,308
7007	廃材積込み小運搬	木材=350m	7.50	m3	2,134	16,005
7008	廃材積込み小運搬	鋼材、その他=350m	3.00	t	1,739	5,217
頁 計					670,530	
計					[670530]	670,000
割出単価						670,000
(備考)	金額計の内	労務費(運転手・助手外)	労務補正率(0%)	週休2日補正係数(1.05)		3,990
	金額計の内	労務費(運転手・助手)	労務補正率(0%)	週休2日補正係数(1.05)		13,922
	金額計の内	形成材料				0
	金額計の内	機械賃料	週休2日補正係数(1.04)			2,376

明 細 表

3		点在箇所A						
コードNo	(構造)	山形森林管理署		最上支署	山形(豪)	12	新庄	187
		86	[施工数量]		1.00	式	0	0
7001	産廃処理		1.00	式	390,600	390,600		
3701	進入ゲート撤去・再設置	コンクリート製	1.00	式	17,000	17,000		
3714	搬入路設置	BH0.5m3 不整地運搬車5t級	1.00	式	352,190	352,190		
3702	吊橋部仮設道路設置・撤去		1.00	式	358,340	358,340		
3703	歩道橋部仮設道路設置・撤去		1.00	式	418,060	418,060		
3704	資機材運搬	アタッチメント、ボックス 仮置き場まで	1.00	式	126,800	126,800		
7011	敷鉄板設置		55.80	m2	183	10,211		
7012	敷鉄板撤去		55.80	m2	171	9,541		
1745	敷き鉄板賃料(90日)	22×1524×3048mm	1,080.00	枚/日	43	46,440		
1749	鋼板整備費(賃貸)	22×1524×3048mm	12.00	枚	700	8,400		
6054	木製工事用看板枠工		1.00	基	12,925	12,925		
頁 計						1,750,507		
計						[1750507]	1,750,000	
割出単価						1,750,000		
(備考)	金額計の内	労務費(運転手・助手外)	労務補正率(0%)	週休2日補正係数(1.05)		20,785		
	金額計の内	労務費(運転手・助手)	労務補正率(0%)	週休2日補正係数(1.05)		4,129		
	金額計の内	形成材料				3,802		
	金額計の内	機械賃料	週休2日補正係数(1.04)			1,842		

○ 1# 点在箇所A

明 細 表

支給品費・無償貸付機械評価額		0		処分費等・飛行経費		0	
(構造)	T 直接工事費(+)	2,626,000	o 適用諸経费率	1 治山地すべり工事			
	A 積上仮設費等(+)	0	a 原定率共通仮設费率(%)	15.19			
	S 対象額算定組込経費(+)	0	b 施工地域補正係数	1.3			
	H 対象額算定除外経費(-)	0	c 週休2日補正係数	1.04			
	P 定率仮設費算定対象額	2,626,000	d 採用仮設费率 a * b * c	20.54			
	小計 (A積み上げ仮設費)	0				0	
7002	運搬費		1.00	式	102,720	102,720	
	定率現場環境改善費	(T + S) * 2.05 %	1.00	式		53,000	
	小計 (B積み上げ仮設費)	155,720				155,000	
	定率共通仮設費	P * 20.54 %	1.00	式		539,000	
	計					694,000	
(備考)	(参考)金額計の内労務費の金額			0 %割増		0	

○ 1# 点在箇所A ▼

明 細 表

(構造)		山形森林管理署	最上支署	12	187	山形(豪)
現場管理費			1.0	式	-	1,610,000
計						1,610,000
A 直接工事費			2,626,000 円			
B 純工事費	(A + 共仮費)		3,320,000 円			
C 飛行費	(処分費等一部含)		円			
D 現場管理費算定対象額	(B - C)		3,320,000 円			
E 現場管理費率	(Dで算定)		45.75 %		1 治山地すべり工事	
F 施工時期補正 設定工期	(標準工期)		136 日 (120 日)	
G 冬期期間内工期			0 日			
H 級地区分補正係数			1.20			
I 冬期率 (I'年度内工期率)	(G/F * 100)		0 %		(零国の場合年度内工期率と読替)	
J 冬期補正率	(H * I / 100)		0.00 %			
K 真夏日			0 日			
L 真夏日率	(K/F * 100)		0 %			
M 熱中症対策補正率	(L * 1.2 / 100)		0.00 %			
N 施工地域補正係数			1.00			
O 週休2日補正係数			1.06			
P 補正現場管理費率	(E * N + (J + M)) * C		48.50 %		(J + Mの最大は2.0%)	
Q 算定現場管理費	(D * P / 100)		1,610,200 円			
R 端数切捨額	(千円止)		-200 円			
S 現場管理費	(Q + R)		1,610,000 円			
備考						

明 細 表

(構造) 計算内容は下記参照																																																																																																																													
	山形森林管理署	最上支署	12	187	山形(豪)																																																																																																																								
一 般 管 理 費 等		1.0	式	-	1,122,000																																																																																																																								
計					1,122,000																																																																																																																								
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">○ 工事原価</td> <td style="width: 30%;">点在箇所A</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">4,930,000</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>一般管理費等算定対象額 (支給品・飛行費で補正)</td> <td style="text-align: right;">4,930,000</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>一般管理費等率 (Aで算定)</td> <td style="text-align: right;">22.72</td> <td></td> <td style="text-align: right;">%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>補正係数</td> <td style="text-align: right;">1.00</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>補正一般管理費等率 (B * C)</td> <td style="text-align: right;">22.72</td> <td></td> <td style="text-align: right;">%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>率部一般管理費等額 (A * D / 100)</td> <td style="text-align: right;">1,120,096</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>契約保証補正值</td> <td style="text-align: right;">0.04</td> <td></td> <td style="text-align: right;">%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>契約保証補正額 (A * F / 100)</td> <td style="text-align: right;">1,972</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>算定一般管理費等 (E + G)</td> <td style="text-align: right;">1,122,068</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>採用一般管理費等 (千円止)</td> <td style="text-align: right;">1,122,000</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> </table>						○ 工事原価	点在箇所A	4,930,000		円						円						円						円						円						円						円						円						円						円						円		A	一般管理費等算定対象額 (支給品・飛行費で補正)	4,930,000		円		B	一般管理費等率 (Aで算定)	22.72		%		C	補正係数	1.00				D	補正一般管理費等率 (B * C)	22.72		%		E	率部一般管理費等額 (A * D / 100)	1,120,096		円		F	契約保証補正值	0.04		%		G	契約保証補正額 (A * F / 100)	1,972		円		H	算定一般管理費等 (E + G)	1,122,068		円		I	採用一般管理費等 (千円止)	1,122,000		円	
○ 工事原価	点在箇所A	4,930,000		円																																																																																																																									
				円																																																																																																																									
				円																																																																																																																									
				円																																																																																																																									
				円																																																																																																																									
				円																																																																																																																									
				円																																																																																																																									
				円																																																																																																																									
				円																																																																																																																									
				円																																																																																																																									
				円																																																																																																																									
A	一般管理費等算定対象額 (支給品・飛行費で補正)	4,930,000		円																																																																																																																									
B	一般管理費等率 (Aで算定)	22.72		%																																																																																																																									
C	補正係数	1.00																																																																																																																											
D	補正一般管理費等率 (B * C)	22.72		%																																																																																																																									
E	率部一般管理費等額 (A * D / 100)	1,120,096		円																																																																																																																									
F	契約保証補正值	0.04		%																																																																																																																									
G	契約保証補正額 (A * F / 100)	1,972		円																																																																																																																									
H	算定一般管理費等 (E + G)	1,122,068		円																																																																																																																									
I	採用一般管理費等 (千円止)	1,122,000		円																																																																																																																									
備考 支給品費は、直工または共通仮設費に組み込まれている場合に限る。																																																																																																																													